

第6回町田市地域福祉計画審議会 議事録

日 時：2021年8月11日（水） 18：00～19：35

会 場：町田市役所 10-2 会議室（オンライン会議）

出席者：

審議会委員：宮城孝会長、佐藤繭美委員、鯨岡健人委員、町野眞里子委員、
新井邦夫委員、安達廣美委員、森公男委員、村田隆行委員、
陶山慎治委員、馬場昭乃委員

アドバイザー：北村将郎氏、福島秀郎氏、熊倉千雅氏、中里真二氏

事務局：地域福祉部 中村部長

福祉総務課 三浦担当課長

総務係 土方係長、寺井担当係長、一面主事

事業係 八木係長、岡主任

(株)生活構造研究所 近藤氏、平尾氏

関係課：市民協働推進課 安達担当係長、谷口主事

市民生活安全課 山岡課長

町田市社会福祉協議会：井藤課長、仲泊係長

欠席者：

審議会委員：増子達也委員、長崎敏宏委員、中村伊佐夫委員、岡田栄委員

資 料：

【資料1】（仮称）町田市地域ホッとプラン素案

【資料2】第5回審議会における意見の反映状況について

【資料3】（仮称）町田市地域ホッとプラン概要版（案）

【資料4】パブリックコメントの実施について

【参考資料】アドバイザー名簿

議 事：

1. 開会

- (1) 地域福祉部長あいさつ
(地域福祉部長あいさつ)

2. 協議・検討事項

- (1) 計画素案について
(事務局 資料1、2説明)

会 長：事務局から地域ホッとプラン計画素案について説明があったが、今の説明についてまず4人のアドバイザーの方々からご意見、ご質問等をお願いしたい。

アドバイザー：86 ページの権利擁護支援の充実について、きっちり書かれており、この通り実現されるといい。一点、専門職等第三者が後見人になった場合に資金力のない方の後見人もやることがあるが、その時に市のほうから報酬助成があるとよい。専門職もボランティアでやるわけにはいかないの、なり手を確保する時に助かる。要望として挙げておく。

会 長：大変重要なご指摘である。

アドバイザー：意欲的な計画だ。福祉サポートまちだの権利擁護関係について審議に加わっているが、全体的な福祉計画と同様に広報、市民の皆様とにかくに周知するかというのは、相談がこの計画では重要な役割をするが、相談をしていただくためにも、アクセスをどうしたらいいかというところが、意外と一般市民の方々はわかっていない。成年後見制度の利用促進を図るにあたって、専門家の意見を聞いたところ、結局周知が非常に難しい。どう相談に向いていただくか、相談が必要な方々に必要な情報をとというのが悩ましいところで、成果を上げるためにはそこが非常に重要である。

昔は多数の若い人がいて、高齢者、障がい者をサポートできる時代があったが、計画の中にあるように、今は少子化が進んでそれができない。助け合う共助が非常に重要であり、今回の計画もそこが重点であり、大事である。

後見関係で出た意思決定支援は、障がい者で自分の意見を述べにくい人に対して、周辺の方が支援して、その方の意見、意思をいかに引き出すかということだが、そういう視点も入れていただければと思う。

厚生労働省で、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職のネットワークを相談に活用しようという話があるので、そのへんも盛り込んでいただくと皆さんが実際に役立つ福祉計画になるのではないか。

会 長：意思決定支援は、本当に大変重要なアプローチになる。貴重なご助言である。

アドバイザー：権利擁護の推進の成年後見制度利用促進基本計画については、国のフローに忠実に計画をたてていただいている印象である。協議会の在り方は、立ち上げるとなっているが、地域ケア会議や市で行っている虐待等の既存のネットワークと、どこを絡めていくか、負担なくそれを開催できる仕組みとかも考えていただけるといいと思う。

これに関して施策の実現度を図る指標は、Ⅲ-2の2つの指標と思われるが、実際に支援が必要だが本人は制度の必要性を感じていない方や、SOSを発する前の方をつないでいく制度ということを考えると、実際の広報の効果だったり、マッチングが計画通りに進んでいるのかどうかを図る指標があるといいと思う。モニタリングの実施とか本人を支援する関係者をバックアッ

プする検討委員会は既に開かれており、それを強化していくことになると思うが、そこに関わっている必要な人に一番近い人である事業所の職員や地域の方々も含めて、権利擁護の仕組みがあることを知っていただくことが大事である。研修がそれになるかもしれないが、そこに先ほどの意思決定支援の研修も含めてやっていただけると効果的と思う。成年後見制度利用促進基本計画の進捗、目指す指標は、別個に設けるものかどうかをお聞きしたい。

会 長：成年後見制度の利用に関しての指標については、今まではそこまでは議論していないが、事務局はどうか。

事 務 局：指標については、本計画とは別に市の5カ年計画があり、その中で市民後見人の育成になるが、指標を設けており、計画の進捗については、この計画に記載している協議会に諮りたいと考えている。

会 長：この計画ですぐにはできないので、協議会でそういう指標を設定していただいて、施策の推進状況をチェックしていただくことが大事だと思う。

アドバイザー：いろいろと話し合いをして、保護司会としては、意図するところを言っていたき、ありがたいと思っている。

連携を強化していくということで心強く感じている。罪を犯した人は、孤立化している方が多いので、それを防ぐこともやっていただけるということでありたいと思っている。中学校の道徳の時間に、社会を明るくする運動の説明をさせていただいたが、その支援をしていただいた。さらに保護司会の活動支援もありがたい。一番大事なのは、犯罪が起きにくい環境をつくっていくことである。

掲載されていないが、町田には更生保護施設鶴舞会がある。更生保護法人の職員の方は刑務官等をした方が勤めているが、決められた通りの対応ではなかなかうまくいかない。更生保護施設に入る方々は、帰るところがない方々である。冬の寒い季節では着るものがなく、保護司会でも不要となった上着とかTシャツとかを持って行ったりすることがある。更生保護施設鶴舞会の支援も考えていただけたらありがたい。

会 長：せっかく町田市内に更生保護施設があるということなので、そこでの連携や支援は重要なご指摘ではないかと思う。住宅課や障がい福祉課、高齢福祉課、子ども家庭支援センターもそうだが、刑務所に入っている方は、高齢者、障がい者が多くなっているのはよく聞く話である。そのあたりの犯罪をせざるを得ない状況とかも認識し、社会に出て来てからの再犯防止をすることがますます大事な視点になる。再犯防止推進計画の意義を、関係者がよく理解しながら取り組んでいくことが大事かと思う。

アドバイザー：付け加えさせていただくと、保護司は、法務省保護観察所から期間を限られて対象者に向き合っている。期間が過ぎると何もできなくなり、そういったもど

かしさがある。仕事がない人で再犯する人がたくさんいる。罪を犯した人を気持ちよく雇っていただいて、将来に希望が持てるような仕事をやらせていただいている企業があり、今 23 社の登録がある。こうした働く場、企業を市のほうでも少し優遇していただくとか、ご協力いただけるとありがたいと思っている。

宮城会長：1 か月ほど前のNHKの報道で、認知症の方が住宅を保有している場合、その親族の方が有料老人ホームとか認知症のグループホームにご本人を移動させる時に、ご本人の資産を売却してその費用を捻出しようとしても、不動産等の資産の売却ができないという報道があった。そこで成年後見制度を使うしかない。ただ、成年後見制度は市民にとってハードルが高く、その意味で親族の信託、家族信託を早めにする必要がある。全国で 220 万人くらいの認知症の方が自宅を保有しているのではないかということである。調べると民間の金融機関でも対応しているようだが、先ほどの相談にのる機能がこれから益々重要になる、それも課題だと思う。そのあたりでご助言をいただけるか。

アドバイザー：課題解決型の成年後見制度利用の場合、特に成年後見制度のハードルが高くなる。資金的な事情から売却しなければならないとか、相続が発生したので、遺産分割協議に参加しないといけないという時に、当人は意思能力を喪失していて、判断能力もない。それだけ解決すれば家族の支援もできるのに、成年後見人になると、本人が亡くなるまで職務を果たさないといけない。さらに家庭裁判所、もしくは後見監督人のチェックが入る。それは重荷なので、何かないかという相談はたまにある。保佐レベルなら何とか売却まで漕ぎつけるかもしれないが、後見相当までなってしまうと難しいかもしれない。認知症等で判断能力を失う前に信託等を設定して、自分の老後の資金に充てるのだというところまで手続きや準備ができる方はなかなかいない。亡くなるまで私は大丈夫という方のほうが多い。

家族が成年後見人の職務を果たす負担感が多いということで現状では、毎年の報告書の形式を簡略化したり、後見制度支援信託を設定すると監督人を付けなくて済むようにする等、裁判所も配慮はしているが、それ以上緩めるという流れには今はなっていない。

また、第三者が後見人になるのは嫌だ、その方にお金を払うのは嫌だと言われてしまうと、専門職として存在意義があるのかなと悩ましいところがある。

会長：団塊の世代が 2025 年、この計画の期間中に 75 歳以上になるので、認知症の方と親族の問題はかなり出ると思う。成年後見制度についてもしっかりと理解していただくことと同時に、予防的に老後をどうするかということを含めた意思決定支援が非常に大きな課題となる。先ほどの広報とか相談機能を高めていくことは非常に大事かなと感じている。

本日のアドバイザーの方達の内容、それ以外も含めて計画全体についてのご質問、ご意見はあるか。

委員：資料1の47ページの「フューチャーセッション（未来思考で対話する場）」というのを、もう一度ご説明をいただきたいと思う。前回は質問したが、何かアクションを起こすまで3重の構造になるというイメージか。

事務局：3層で描いているが、課題解決の仕方が幾通りもある。いろんなパターンがあるというご説明である。

絵については調整をしているところだが、一番下の「コーディネート」については、例えば福祉の窓口では、サービスの申請をするという困りごとの解決の仕方もあると思う。関係課の窓口に行くという解決の仕方であり、主に行政による解決が考えられる。

真ん中の「課題の整理」に関しては、特にマッチングを想定している。今、地区協議会で行っているような、例えばこういうことができる人がいるというところと、こういうことをやってほしいというところを、うまくマッチングしていこうというのが真ん中の青い部分でお示ししているところになる。

さらにそのつながりを広げていきたいということで、今回掲げているのが赤い部分の「フューチャーセッション」、未来志向で対話をしていこうという部分になる。ほかとの違いは、そこに关わる人を増やしていこうということである。行政のみならず、地域の方、企業の方も交えて議論を行い、いろんなアイデア、今まで思いつかなかったアイデアを生み出していく。プロジェクトによっては、最初の困りごとに直結していない場合もある。それは、課題解決の仕方がいろいろあるという形のご提案なので、急ぐものは違う形で解決すると思うが、もっと大きな視点で、こういう世の中だったらいいねという、課題自体が無くなればいいねという、そういう方向の可能性を、このフューチャーセッションでやっていきたい。

そういうご提案なので、すべてをフューチャーセッションしなければいけないということではない。いろいろな解決の仕方がある。

委員：今の説明で、全部が全部ここを通る訳ではないというのが分かったが、絵だけで理解しようとする、全部が通るように見えるので、絵を工夫していただくと分かると思う。

それと関連して、48ページの2段落目に、「フューチャーセッションを開催します。」とあるが、開催するのは行政が開催するということか。

事務局：これは5年、10年というスパンで考えているが、今回新しくやっていこうということなので、当初は行政側が主催することを想定している。ただし、こういった動きが広がって、あちこちで行われるようになることを目指したい思いはある。

会 長：確かに47ページの図は、地区協議会と地区別懇談会を通してフューチャーセッションを行い課題解決が行われるように見えるが、それだけではない流れでも課題解決が行われるという説明であった。

中野区の社会福祉協議会では、2週間に1回、オンラインでフォーラムを開いている。昨日は、大学生が子どもの学習支援をしている中野国際学院という無料塾の事例の紹介があった。社会人の方がやっていた活動をのれん分けしてこの夏から始めており、考え方も素晴らしい。今までの狭い意味での福祉に関わっている方達だけではなくて、若者であるとか、企業の関係者がいる。今回の地域福祉計画の売りというのは、多様な人達に関わる機会があるということと、そのためのフューチャーセッションという理解をしているし、非常に重要なことだと感じた。是非、町田市でもそういう動きを拡大してもらいたいと思った。

他の委員からいかがか。

委 員：町田市地域ホッとプランの素案を拝見させていただいた。いろんな分野にまたがって包括的にやっていくということだが、21ページに掲載されている市民アンケート調査では、地域に頼みたい事がある人の割合が85.4%、地域のためにできる事がある人の割合は87.2%という結果がアンケートから出てきている。一方で、22ページのボランティア活動に参加している人は4人に1人、25%に減ってしまう。そういった中で、市民にどのように行動して、理解をいただいて、実現に移していくのか。そのプロセスが、どうなっていくのかと思っている。プロセスの構想が描けていれば、お聞かせいただきたい。

会 長：大変重要なお指摘だと思う。先ほど広報の重要さとかという話もあった。

事 務 局：全体を通してということか。

委 員：最終的には全体ということになるが、計画の取組を一つ一つ実現に移していくためのプロセスである。例えば、私の所属している青少年健全育成地区委員会では子ども関係、町内会・自治会関係や10地区ごとの地区協議会関係もそうだが問題は、現在ボランティアに参加する人が、なかなか出てこないということである。子ども会やPTA、町内会とか、役員をやっていた方が非常に少なくなってきている。そういう中で計画を作られているが、実現に持って行くイメージを描いているのかどうか、よく理解できない部分がある。

事 務 局：地域活動の担い手のような活動に携わる人をどう増やしていくか、というご質問と思われるが、先ほどご説明したフューチャーセッションもそうだが、関わる人をどうやって増やしていくかということを今回重視している。

これまでのような単一的な広報をしていくだけでは、多くの方に見ていただけないということがあるので、今回、基本目標で掲げているような、もう少し効果的な中身に見直している。広報活動もそうだが、何より体験していただ

き、魅力を感じていただきたいと考えている。これなら自分も関わろうという、自分ごととして関わっていただくことを増やすという意味では、先ほどのフューチャーセッションがある。例えば、高齢者の外出や移動支援という問題を考えた時に、介護サービスに特化してしまうと介護サービス事業者の集まりになってしまうが、高齢者の方が外出したくなるまちという投げかけをした場合、そこに携わってくる人も広がりが出てくる。例えば、化粧品メーカーの方かもしれないし、移動サービスの方や次世代モビリティの方かもしれない。そんな広がりが増やしていこうというのが、本計画で描いているところである。それによって色々な方向から関心を持っていただけるような刺激や、動き、うねりを作っていきたいと考えている。ボランティア活動に関心はあるが、次の一歩が出ないという方に対してのアプローチと考えている。

会長：委員がおっしゃったことは、今回の計画の非常に大事な内容になってくるので、さらにリーディングプロジェクトでも議論していくことになると思っている。

ポイントは、町田市の住民の方達が、町田市の中で福祉も含めてどんな課題があるのか、それを知らせていくことだと思う。それぞれの地域によって課題が違ったり、災害のリスクも違っている。利便性があるかどうかということもある。そういった地域の課題を市民に知らせていき、その中で市民に協力を求めていく。例えば子どもの貧困について、時間がない方はご寄付をお願いします、という方法でも協力してくれる住民の方が、町田市民にはかなりいると思う。どうやって町田市のリアルな課題を知らせていくかが、ポイントだと思う。行政ではやりにくいと思うので、社会福祉協議会を含めた民間の力が非常に大事だと思う。具体的な内容を含めて重要な課題を指摘していただいた。

個人的に気になっているのは、第2部の「わたしの地区の未来ビジョン」の検討についてである。今年に入って、新型コロナウイルス感染症の影響で、緊急事態宣言の日々が7割になっている。たぶん地域の中での対面的な会議がほとんどできていないと思われる。こういう状況の中で、「わたしの地区の未来ビジョン」が作れるのかと心配している。先ほど事務局から予定の報告はあったが、少し柔軟に考えて、感染状況の実態に合わせて、検討を行うということでもいいと思う。地区協議会への説明状況を含めて、「わたしの地区の未来ビジョン」の作成について事務局のほうから説明してほしい。

事務局：「わたしの地区の未来ビジョン」については、4、5月にどうやって進めていくかシナリオを考えながら検討を進めてきたところである。現状としては、各地区協議会の皆様に「わたしの地区の未来ビジョン」を作成するにあたって、協力をお願いの説明に回っている。地区協議会の皆様からは、新型コロナウイルス感染症の感染状況が過去最多を更新し続けている中で、10月、11月に開催できるのかというご意見をたくさんいただいている。そういう状況もあり、現

状なかなか難しい状況にあると感じている。これについては検討のうえ、再度次回の審議会でスケジュールのご報告をさせていただきたい。

会長：鶴川地区社協は Zoom 等である程度の会議は実施できているか。

委員：会長のご質問への回答としてはまだできてない状況である。今月の地区協議会の役員会で、Zoom での会議開催についての学び合いを行う。参加できる方は参加しましょうとお願いしている。ハイブリッドな形で実施できるように、まずは役員の皆様ができるような状況にしていこうという状況である。

会長：地域関係では、サロン活動や見守り等、対面的な活動をされていたが、それがシャットダウンしている中で、次の地区の構想を出せるのかと心配している。検討にあたって無理をする必要があるのかどうか、新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着いてからのほうがよいという気がしている。

相原は 10 月に地区社協が結成されて人材バンクが始まる動きもあるが、地域によってはかなり差があると思う。次回までに事務局で状況を伝えるということであるが、今回、無理はできないということを委員の皆様にはご理解いただければと思っている。

委員：「わたしの地区の未来ビジョン」について、10 地区で話し合いをすることで、どんな意見が出るか、非常に楽しみにしているし期待もしている。本日、権利擁護の専門職の方が会議に出席されて、それぞれの立場からご発言をいただいて大変勉強になった。「わたしの地区の未来ビジョン」の作成に関わる人達が集まる地区別懇談会を 10 地区で開催する。行政から声かけ、お誘いすることも必要だが、是非、地区別懇談会に権利擁護に関わる立場、弁護士、司法書士の立場で参加されると、いろいろ話し合いの内容も変わってくると思う。

住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅をつなぐ事業を、法人でやらせていただいている。先ほど刑務所を出た方の社会復帰に向けてというお話があったが、町田で出所された後、住まいを確保して更生していきたいという方と、何人か関わらせてもらっている。更生施設も出所された方をそうそう長くおいておけないということがある。ここに壁があって、悠々会が受け止めるとどうしても福祉に移るわけだが、その前は法務省の管轄でずっと動いているので、法務省から厚労省にバトンタッチするタイミングのズレとかがある。

居宅介護支援事業所をやらせていただいているが、是非、弁護士の先生、司法書士の方に関わっていただきたいのが、ケアマネジャーとか高齢者支援センターで働いている方、看護師、介護福祉士、社会福祉士は、確実にクライアントから財産処分のことやお金の話も受けている。私に言われても困るということで、そこで話が終わっている。

やはり私の地区の未来を考える時に、そこに通ってくる学生とか、そこで会社をやっている企業とか、そこで権利擁護をしている士業の人達が、地域住民

と福祉関係者と一緒になって考えていかないと、福祉に携わっている者だけで理想を語っていても先に進まない。是非それぞれの弁護士会とか司法書士会で、できれば話し合ってもらって、一人二人でも参加してもらえると非常にいいと思った。

会 長：非常に大事なことで、他のところでは、多職種の方が住民と一緒に議論することが始まっている地域もある。保護司会等にも呼びかけていただいてもいいし、権利擁護関係、医療関係者も含めて、それぞれの地区別懇談会の仕方を今回さらにバージョンアップするというのは、大事なお意見だと思う。事務局で是非検討してほしい。

3. 報告事項

(1) パブリックコメントの実施について

(事務局 資料 3、4 説明)

会 長：パブリックコメントの実施と、概要版の説明があった。本日出たご意見の反映、取扱いについては、私が事務局と相談させていただいて、ご一任いただきたい。またパブリックコメントでの市民の皆さんの意見の取扱いについても、11月の次回審議会でご報告をさせていただければと思う。そういう形でよろしいか。

(異議なし)

4. その他

(1) 次回の予定

事 務 局：次回審議会は、11月下旬の開催を予定している。パブリックコメントの結果、及び1月に予定している答申案についてご審議をいただく予定となっている。詳細については、追ってご通知をさせていただく。

会 長：今回は11月ということで、地区別懇談会の状況もご報告できると思うし、可能であれば、今回は対面で会議ができることを切に望んでいる。
以上で終了する。

5. 閉会

以上